

死因究明等推進計画検討会運営細則

令和2年7月28日
死因究明等推進本部長決定

(座長の代理)

第一条 座長が死因究明等推進計画検討会（以下「検討会」という。）に出席できない場合は、あらかじめ座長の指名する構成員が、その職務を代理する。

(構成員の欠席)

第二条 検討会を欠席する構成員は、代理人を検討会に出席させることはできない。

2 検討会を欠席する構成員は、座長を通じて、当該検討会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第三条 検討会は、構成員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

(審議の公開)

第四条 検討会は原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 座長は、検討会における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第五条 座長は、検討会の終了後、当該検討会の議事録を作成し、検討会に諮った上で、これを公表する。

2 前項の規定にかかわらず、議事録が、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条各号に掲げる情報のいずれかを含む場合は、座長は、検討会に諮った上で、議事録の全部又は一部を非公表とすることができる。